

Ruby City MATSUE 2.0 プロモーション業務委託仕様書

1. 業務名

Ruby City MATSUE 2.0 プロモーション業務委託（以下「本業務」という。）

2. 目的

本市において令和 6 年 3 月に策定した「Ruby City MATSUE 2.0」は、プログラミング言語「Ruby」を核に行ってきた「人材育成」「企業誘致」「コミュニティ支援」に、新たに「事業化支援」を加えて IT 産業振興に取り組むことを定めた基本構想である。

本業務では IT 技術者だけに留まらず非 IT 技術者へも広く周知し、パンフレットとプロモーション媒体等を活用した効果的な情報発信で、本市が目指す姿である「デジタルのチカラで、夢をカタチにするまち・松江」を実現していくことを目的とする。

3. 業務期間

契約締結日の翌日から令和 7 年 2 月 28 日まで

4. 提案の留意事項

- (1) 提案に当たっては、別紙の基本構想「Ruby City MATSUE 2.0」を確認の上、提案すること。
- (2) 提案上限金額の範囲内で、独自の有効なプロモーション施策を提案すること。

5. 業務内容

(1)基本構想概要版パンフレット制作業務

パンフレットの制作に係る業務を以下のとおり実施すること。

① 目的

メインターゲット：「Ruby 開発者以外の IT 技術者」「非 IT 技術者」

プロモーションの目的：基本構想「Ruby City MATSUE 2.0」をまとめ、広く周知すること

② 基本構成

パンフレットの構成について提案すること。なお、本市では、以下を基本構成と想定しているが、提案に基づき本市と協議の上、掲載内容を決定すること。

1 項	表紙
2～3 項	事業概要
4 項	裏表紙

③ 完成イメージ・規格

規格は、以下のとおりとする。なお、完成イメージについては、わかりやすく提案すること。

- a. 両面カラー（4色刷）印刷

- b. サイズ A3 版見開き 4 ページ
- c. 紙質 マットコート紙使用を基本とする

④ 印刷

2,000 部

(2)子ども向けプロモーションの企画制作業務

① 目的

メインターゲット：松江市内で行われる IT 関連イベント参加者やプログラミング教室に通う、IT へ興味を持つ小学 3 年生～6 年生の子どもとその保護者

プロモーションの目的：子どもたちにプログラミング言語「Ruby」を広く周知し、プログラミングの楽しさを知ってもらうきっかけとすること

想定するプロモーションの場：子ども向けプログラミングコンテスト、小学校における授業等

② 成果物

提案に基づき、本市と協議の上決定する。プロモーション方法・媒体（映像・チラシ・冊子・音楽・ロゴタイプ・ノベルティ等）について提案すること。

6. 成果品

制作物一式（電子データと現物）

7. 仕様等の変更

受注者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議し、承認を得ること。

8. 対象となる経費

委託契約の対象経費は、本事業の実施に直接必要となる経費とする。なお、備品購入など、受注者の財産取得となる経費は原則として認めない。

9. 成果物の提出期限

(1) 基本構想概要版パンフレット制作業務

令和 6 年 11 月 30 日までに制作物一式（電子データと現物）を提出すること。

(2) 子ども向けプロモーションの企画制作業務

令和 6 年 12 月 20 日までに制作物一式（電子データまたは現物）

10. 作業基準

本業務は、本仕様書によるほか、次に掲げる関係法規に準拠して行うこと。

- (1) 松江市個人情報保護条例
- (2) 松江市個人情報保護条例施行規則
- (3) 松江市財務規則

(4) その他関係法令及びガイドライン

11. 秘密の保持等

受注者は、業務の内容、データの内容、その他契約履行により知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。この秘密保持義務は履行期間の終了後または契約を解除した後にも存続するものとする。

12. 無断複製及び持ち出しの禁止

受注者は、本市の保有する資料及びデータを複製または複製してはならない。また、本市内部から持ち出してはならない。ただし、業務遂行のためやむを得ない場合に限り、本市の同意を得て行うことができる。この場合、使用する資料及びデータのリストを作成の上、提出し、業務完了後速やかに本市に返却、廃棄あるいは消去しなければならない。

13. 著作権その他知的財産権

- (1) 当該業務の受託者は、制作、納品した制作物については松江市が広報及び広告活動等を行う場合、自由に使用できるよう、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 18 条から第 20 条に規定する著作権の権利を行使しないこと。
- (2) 受託者が有する著作権法第 21 条から 28 条までに規定する権利は、納品とともに無償で委託者に譲渡すること。また、譲渡が難しい場合においては、委託者と協議の上、譲渡を行わないことができる。ただし、その場合においても、委託者の使用権及び改変を要求する権利は留保しておくこととする。
- (3) 受託者は、委託者に無償譲渡する前項の著作権上の権利を、委託者以外の第三者に譲渡しないこと。
- (4) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証すること。なお、制作物に使用する写真、文字等が受託者以外の者の著作物（以下「原著作物」という）である場合には、原著作物の原著作者と委託者との間に著作権上の紛争が生じないようにすること。
- (5) 当該制作物が、第三者の商標権、著作物その他の諸権利を侵害するものであった場合、前項の手続きに不備があった場合その他受託者の責に帰する事由により原著作物の原著作者等と委託者等との間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は、受託者が負うこと。
- (6) 本市から提供する既存の情報については、著作権は本市に帰属するものとする。

14. その他留意事項等

- (1) 発注者から提供を行った情報及び関係資料については、本委託業務を遂行するにあたって必要な範囲でのみ使用することとし、業務外・目的外での一切の使用を禁ずる。また、業務終了後は速やかに返却し、全ての機器上から消去のうえ、その旨発注者へ報告すること。
- (2) 本市の条例・規則を遵守し、本市にとって適切な成果及び納品物が得られるよう、発注者の立場に立ち、業務を遂行すること。また、本業務における課題、業務の見直し等必要な事項について、積極的に提案を行うこと。
- (3) 業務の遂行にあたっては、発注者との連絡・調整を密に行い、別途協議が必要と判断された場合は、協議により随時打ち合わせの場を設けるものとする。また、作業の進捗状況について定期的に報告をすること。
- (4) パソコンなど業務遂行に係る必要な機器等については、すべて受注者が用意するものとする。また、それらの機器類は、受注者の責任で保守・管理及び故障対応すること。

15. 本仕様書に定めのない事項への対応

本仕様書に疑義が生じたとき、または定めのない事項については、発注者と受注者の協議によるものとする。